所有権の構造からみた協同組合

――共通の特徴を位置づける枠組みとして――

理事研究員　小野澤康晴

〔要　　旨〕

戦後のわが国において、協同組合が業種別などでそれぞれに発展し、多様性が高まれば高まるほど、逆に「協同組合とはそもそも何なのか」という点に関する理解が第三者からは難しくなるというジレンマがあると思われる。そのようななか、各種協同組合を貫く「協同組合としての共通の特徴」が広く社会的に認識されていた方が、地域における協同組合の存在感や認知度・理解度向上につながることは確かであろう。本稿は、企業体を「所有権（財産権）の集合」とみる所有権理論からの企業理解の枠組みを参考に、協同組合の価値・原則を、組合員所有権を方向づけるものと把握することで、協同組合としての共通の特徴の共有化や対外発信が、具体的事実を伴って可能になるのではないかという点について論じ、あわせてその際に参照した所有権理論についても概要の説明を試みたものである。

目　次

はじめに
1　「所有権（財産権）の集合」としての企業
（1）　所有権（財産権）の集合としてみた株式会社とその特徴
（2）　所有権（財産権）の集合としてみた協同組合とその特徴
（3）　協同組合としての共通の特徴の抽出プロセス
（4）　共通の特徴抽出の際の留意点
（5）　所有権（財産権）構造上の共通の特徴を意識的に位置づけていくことの意義
2　様々な事業体の所有権（財産権）構造の概要と所有権理論からの協同組合への視座
（1）　所有権（財産権）の集合としてみたNPO法人
（2）　所有権（財産権）の集合としてみた上場株式会社やグローバル企業
（3）　「法の支配」のもとでの任意性（自由）を重視する所有権（財産権）理論
（4）　所有権（財産権）理論、不完備契約論からの協同組合への視座
（5）　ハンズマンによる協同組合理解をどう考えるか
おわりに
――多様性を尊重しつつ協同組合としての一致点を見いだすことが必要な時代――
【補論】所有権（財産権）理論のわが国における普及状況
（1）　所有権理論の欧米における位置づけ
（2）　わが国における不完備契約論、所有権理論の広がりについて

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

わが国の協同組合が多様に発展してきたことは、これまで協同組合を担ってきた先人たちの営為の貴重な成果である。また昨年末の法成立を受けた労働者協同組合の法制度上の誕生が、関係者の長期的で粘り強い取組みがもたらした顕著な実績であることも改めて指摘するまでもないことである。

しかし、戦後のわが国において、協同組合が業種別などでそれぞれに発展し、多様性が高まれば高まるほど、逆に「協同組合とはそもそも何なのか」という点に関する理解が第三者からは難しくなるというジレンマがあると思われる。それぞれの協同組合グループがそれぞれに発展をすればよいという考え方もあろうが、やはり各種協同組合を貫く「協同組合としての共通の特徴」が広く社会的に認識されていた方が、地域における協同組合の存在感や認知度・理解度向上につながることは確かであろう。

筆者自身これまで協同組合論寄附講座などを通じてわが国農協の説明を何年かにわたってしてきたが、農協について説明をして理解を得られたとしても、協同組合グループはそれぞれに組織体制・事業内容を異にしているため、外部からみれば協同組合ごとの相違の方が目立つのではないかという懸念を抱いてきた。「協同組合としての共通の特徴」を社会のなかで広めようとすれば、それぞれの協同組合グループが納得するような内容で、共通性について具体的かつ意識的に対外発信をしていくことが必要であり、それなしには「協同組合とはそもそも何か」ということが一般に伝わることはむしろ難しいと考えるべきであろう。継続的に行われているアンケート(注1)でも、協同組合に対する認知度や理解度には明確な上昇傾向は見いだせず、何らかの新たな具体的対応が必要であることを示していると思われる。協同組合グループごとの対外発信の取組みに加えて、協同組合としての共通の特徴に着目した情報発信の強化が望まれるところである。

本稿の課題は、企業体を「所有権（財産権）の集合(注2)」とみる所有権理論からの企業理解の枠組み(注3)を参考に、各種協同組合グループを貫く協同組合としての共通の特徴を対外発信する仕組みについて説明を試みることにある(注4)。

（注１）『勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書』全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）。2016年版、2018年版など。

（注２）本稿ではproperty rightsの訳として、所有権、ないし所有権（財産権）という訳語を適宜あてているが、いずれもproperty rights であることには変わりはない。

（注３）企業を「所有権（財産権）の集合（a set of property rights）」と概念づけたのはHart（1989）である。オリバー・ハートは2016年に「契約理論に関する功績」でノーベル経済学賞を受賞。

（注４）本稿は、小野澤康晴（2021）「経済史理解の新たな枠組みと協同組合への示唆」（『総研レポート』2020調―No. 9 ）の３章と一部重なっている。

1　「所有権（財産権）の集合」としての企業

企業体をどのような観点から理解するかという課題に対する経済学からの様々なア

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

プローチについては後述するとして、ここではオリバー・ハート（Oliver Hart）が提示した、企業を「所有権（財産権）の集合」（a set of property rights）としてとらえる見方を参考に、協同組合の所有権構造に関する理解の枠組みを示したい。ハートは“An Economist's Perspective on the Theory of the Firm”（1989年）で企業を所有権の集合とする企業観を提示したが、その際ハートは、その所有権（財産権）は「残余コントロール権（residual control rights）」、つまり、「あらかじめ締結されている契約、慣習、もしくは法律に背反しないかぎり、資産の使用にかかわるいっさいをどのようにでも好きなように決定できる権利」であると定義した。(注5)

この定義には２つの面がある。一つには、所有権の持つ「力」の側面であり、あらかじめ決められた契約を履行し、あるいは法や慣習のように社会的に集団現象（制度）として決まっているルールに従っていれば、それ以外については、その資産を自由にコントロールできる力の源泉になっているということである。もう一つは、資産を自由にコントロールできるといっても、それは、既に決められている契約や、慣習・法律に従うなどの義務を履行していることが前提になるという、社会的（集団的）制約の面である。

（注５）所有権の定義自体は、後のHart（1995）の訳書41頁による。

（1） 所有権（財産権）の集合としてみた株式会社とその特徴

以下では「残余コントロール権」を、残余制御権（運営決定への関与権）と残余請求権（剰余分配権）に分けて表現しているが、ハートによる、企業を所有権（財産権）の集合としてみる理解を参考に、株式会社を図式化したものが第１図である。

株式会社の株主所有権の特徴は、各種種類株式などを別にしてごく一般的な点を示せば、図の右側で示すとおり１株１票が残余制御権の特徴で、配当にかかる特段の制限がないことが残余請求権の特徴である。なお、残余制御権と残余請求権を束ねた権利を所有権とするのは経済学の見方からであり、民法上の「所有権」より幅広い概念であることに留意が必要である。

法律順守、納税負担、負債契約履行などを事業体の所有権（財産権）の一部に加えるのは、例えば法律違反が場合によっては営業制限などにつながることや、税負担に関しても怠れば資産差し押さえとなる場合

第１図　株式会社の所有権（財産権）の構造

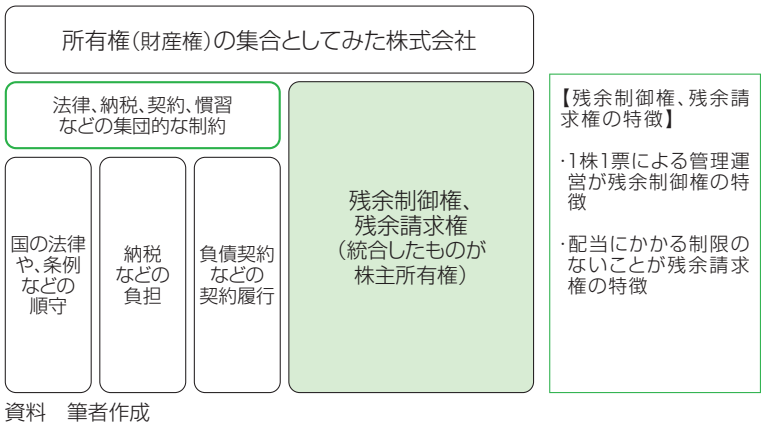

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

もあるし、負債契約を履行しなければ担保権の行使や場合によっては破産申請されるなど、いずれもそれらは事業体の財産権が影響を受ける潜在的な要因という面を持っている。その意味では、事業体に対する、条件次第で発動される所有権（財産権）と見なせるものだという考え方である。

(2)　所有権（財産権）の集合としてみた協同組合とその特徴

これに対して協同組合の所有権構造は第２図のように図式化できるのではないか。

図の右側に示したことは、協同組合関係者にとっては今更というものであるが、協同組合の組合員所有権は、組合員の１人１票が残余制御権の特徴であり、出資配当制限（非営利）、利用高配当等が残余請求権に関する特徴で、これまで重視して説明をしてきた内容である。

指摘したいのは、組合員所有権のあり方には、協同組合のグループごとに組織・事業基盤に応じた違いがあり、外部からみると極めて分かりにくく、例えば農協や生協などが同じ「協同組合」であるという認識の妨げになっている面もあるのではないか、ということである。もともと組合員共益の内容が協同組合グループごとに異なるうえに、協同組合は利用＝所有＝管理運営の三位一体といっても、例えば農協の場合は農業者による管理運営を確保するために准組合員という総会・総代会での議決権のない組合員がいたり、地域生協においては組合員が数十万人規模ということで、「組合員による１人１票による運営」といっても現実には難しく、ほとんどの組合員は生協運営に関与していないのが実態であろう。また、出資配当制限は共通であろうが、利用高配当については、実施している組合としていない組合などまちまちである。そのような協同組合グループごとの事業内容やガバナンスの相違は、第三者の目からは、「協同組合とは何か」を理解する際の、分かりにくさの要因になっている面があろう。それに比べれば株式会社の株主の残余制御権・残余請求権はシンプルで分かりやすいものである。ただ、それぞれの協同組合グループは組織基盤、事業内容を異にしているため、分かりにくいからといってガバナンスのあり方を統一することは難しく、統一することが望ましいとも思われない。

協同組合の１人１票による民主的運営や、出資配当制

第2図　協同組合の所有権（財産権）の構造

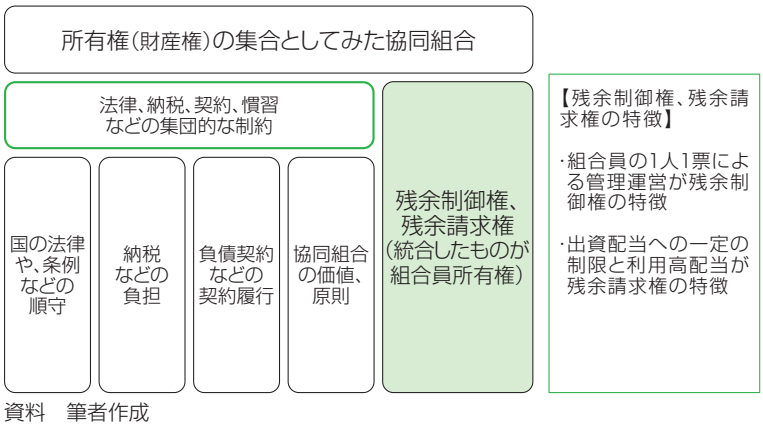

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

限・利用高配当といった特徴が重要であるのは当然のことである。民主的運営のための様々な組合員参加の仕組みや取組みは極めて重要であるし、協同組合である以上常に追求すべき課題であることもいうまでもない。ただここで提起したいのは、業種別協同組合を超えて「協同組合」としての存在感や認知度を高めることに本格的に取り組もうとするのであれば、そういった「組合員の所有・運営にかかる特徴」の発信だけでなく、協同組合の所有権全体の構造を第２図のようにとらえて、「共益実現を目指す組合員所有権」を「協同組合の価値・原則によって大きく方向づけている」ことが協同組合としての共通の特徴である、との理解のもとで、協同組合がグループを超えて、そういった共通の特徴を示す具体的な事例を抽出して発信していくなどの工夫が必要ではないか、ということである。

協同組合の価値や原則を所有権（財産権）の一つと見なすのはやや違和感もあろうが、ハートが「慣習」も所有権（財産権）に含めていることを参照したものである。協同組合の価値や原則を無視しても、法や契約の違反のように、事業体の運営にただちに何らかの外部的な介入をよぶわけではないが、逆に価値や原則が全く関係ないのであれば、かつて協同組織の一つであった相互銀行が普通銀行化したように、その事業体が協同組合である必要性がなくなってきていることを示している可能性もあり、そのような観点からは、長期的にみれば事業体のあり方に影響を及ぼす要因と位置づけてよいのではないかと思われる。

ここで論じている所有権（財産権）全体の構造に着目した協同組合の理解は、協同組合の定義に影響を与えるようなものではなく、各種協同組合の事績をどのように整理して協同組合共通の特徴を認識していくかという点に関する理解であることはいうまでもない。

(3)　協同組合としての共通の特徴の抽出プロセス

こういった観点からの共通の特徴の具体的抽出においては、対外発信より前に、各協同組合グループ間での相互理解、共通の特徴に対する納得感の醸成が重要である。その際には、協同組合の価値や原則を最も意識しているのは組合員と直接向き合う地域の単位組合であろうから、各グループの単位組合間での相互理解や納得感の醸成が最初のプロセスとなろう。その場合、例えばJCA（日本協同組合連携機構）設立を契機に各地域で活動が活発化している県域の協同組合連携組織のような場で、「協同組合の価値・原則による組合員共益の方向づけ」というようなテーマのもとに、協同組合各グループの単位組合のリーダー層の間で、実態の相互理解から始めていくのが適切と思われる。地域を同じくすることで、組合同士の相互理解が進む面もあると思われる。

具体的にはどのような内容が想定できるのか。

第１原則（自発的で開かれた組合員制度）については、例えばその組合における近年

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の組合員加入脱退状況（年齢、性別やきっかけ）や加入の際の組合の説明のあり方などを相互に理解することがあるだろう。第２原則（組合員による民主的運営）については、例えば農協においては多くの組合で、総会・総代会の前に集落座談会という総代の方を中心にした小規模な会合を地域ごとに実施して組合員による運営の実質化に取り組んできたことなどを、他の協同組合の方に理解してもらうことや、地域生協などのように数十万人の組合員を抱えた場合に、民主的運営のためにどのような工夫が行われているかといったことの情報交換も、他協同組合グループにおいて参考になることもあるだろう。第３原則（組合員の経済的参加）においては、それぞれの組合における出資金の状況や出資に関する考え方、利用高配当の実情を相互理解することなど、第４原則（自治と自立）については、行政とのかかわり方やそれに対するリーダー層の考え方をそれぞれのグループ間で相互に理解し認識を深めることも重要であるし、地域における組合員組織の活動も、自治的な活動として共有化できる面があろう。第５原則（教育、訓練および広報）については、多くの組合において一定の教育的な活動や広報等が行われているだろうから、その交流は容易であろうし、第６原則（協同組合間協同）については、連合会との関係（これも協同組合間協同の一つ）とともに、異種協同組合間協同に対する実情や考え方を相互に理解することも重要であろう。第７原則（コミュニティへの関与）については、それぞれの組合の考え方や実績、組合員の組織活動と地域とのかかわりなどが共有化可能なものであろう。

協同組合の価値（協同組合にとって大切なもの）は、「自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯」といったものがあげられており、抽象的であるために多くの取組みが該当することになろうが、それぞれの組合において、取組みのなかで価値を体現すると考えるものを説明してもらって、それを共有化していくことが考えられる。

以上のようなプロセスを経たうえで、各協同組合グループが納得するような内容で、協同組合の共通の特徴に関する、グループを超えた全体的な実状や、その変化の方向性などの対外発信に進むことが適切と思われる。

対外発信については、例えば「○○年には、協同組合全体でどの程度の新規加入があって、大きくみれば年齢別、性別には○○といった特徴があり、○○協同組合グループでは組合員加入について○○といった取組みをしている」であるとか、重視している民主的運営については「○○協同組合で○○といった組合員の意思反映の機会を増やす新しい取組みが行われた」とか「全体として○○年には○○程度の新規出資金があり、利用高配当については○○程度の組合で実施されている」など、ということになろう。全ての項目にわたる説明はしないが、単位組合間で共有化された事例をもとに、各種協同組合グループがなるべく幅広く登場するような発信をしていけば、対

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

外的に各種協同組合グループを貫く共通の特徴が伝わるのではないかと思われる。協同組合の価値や原則による方向づけの具体的あり方は、協同組合グループごとに組織・事業内容の違いを反映して当然多様なものになるだろうが、「価値や原則によって方向づけていることの共通性」については、具体的事例とともに発信をしていけば次第に伝わるのではないかと考える。

協同組合の価値や原則は、ある程度は法制度に反映されているために、単位組合においては、組織活動の取組みや事業運営のなかで、特別に意識をしなくても実践されている、といったこともあろう。その結果「当組合の全ての活動や事業は協同組合の価値・原則による方向づけのもとに行っている」となってしまうのではないかという疑問もあろう。その場合は、その組合の活動や事業のこれまでの歴史において、協同組合の価値や原則を重視した面を取り上げて振り返ってもらったり、新たな取組みに絞って、それを協同組合の価値や原則の観点から説明をしてもらって、相互理解の契機としていけばよいであろう。

また農協であれば独自の「JA綱領」を有しているなど「協同組合の価値・原則」を敷衍（ふえん）した独自の理念や原則などを持っているケースも多いが、それはそれぞれのグループにおける「組合員共益実現」のための固有のものとして整理すればよく、それを超えた「組合員共益実現を、協同組合の価値や原則によって方向づけている」という共通の特徴と矛盾することはないであろう。同様に「相互扶助」という性格や、「独占的事業体に対する対抗力」といった従来協同組合の意義や役割として重視されてきたことも、それはそれとして重要であるが、共通の特徴として整理するよりも組合ごとに固有性の高い「組合員共益実現」の一面として理解し、個別グループごとに発信をすればよいのではないかと考える。

業種別にある産業政策上の位置づけも、グループごとの組合員共益に与える影響は大きいが、だからといって協同組合としての共通の特徴を見いだせないということはなく、むしろこのような理解のもとで価値や原則への意識が高まっていくことが重要ではないかと思われる。

(4)　共通の特徴抽出の際の留意点

むしろここで留意しなければならないのは、協同組合にとっては、組合員ニーズをくみ取って組織化等を通じて実現していく現場での創意工夫が最も重要なのだから、協同組合の価値や原則との関連づけを試みる場合、現場での独自の取組みを飛び越えてまで、価値や原則を持ち上げるようなことがないようにすることである。

極端な例でいえば、かつての協同組合原則には、よく知られているように「現金取引の原則」があった。それはある時点では重要な事柄であったかもしれないが、時代の変化のなかで重要性が低下し原則から削除されていく。この例からも明らかなように、組合員・利用者ニーズを実現するうえでの重要性いかんにかかわらず「原則だか

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ら」という理由のみでそれを墨守するようなことには意味がなく、むしろ逆効果になることもありうる。いうまでもないことだが、協同組合の価値や原則は、協同組合という組織・事業体の持続性、発展性確保のために必要と考えられることを、試行錯誤を経て時代の環境変化のなかで大きくまとめたものなのだから、それを絶対視する必要はない。ただ、もちろん全く無視してよいというわけではなく、時代の変化のなかで価値や原則を見直していくためにも、それと現場での取組みとの関連づけをしていくこともまた重要であり、現場の試行錯誤のなかで、価値や原則とすべきことが新たにみつかる可能性もあるというような位置づけにおいて、それぞれの組合で重視していくべきものであろう。自らの組合の１年間なりの活動の振り返りの一環で価値や原則の側面から見直してみるというような順序になるのではないか。

協同組合共通の特徴に関するこのような理解や発信の際に問題となるのは、これまで「非営利団体」という概念づけを対外的に重視してきたなかで、非営利ということを前面に押し出さなくなると、理解や共感の妨げになるのではないかという考え方があると思われる。それについては、これまで非営利と発信し続けても、アンケートで協同組合は「民間の非営利団体である」という回答が近年になっても２割に満たず、「民間の営利団体のひとつである」という回答が常にそれを１割程度上回っているということを重く受けとめるべきではないかと考える(注6)。非営利とは出資配当制限のことであるという非営利の定義と、事業体である以上赤字を続けることはできない実態との間にズレがあり、例えばA-COOP店の閉店など「事業体である以上赤字を続けることはできない」という実態の方が第三者的には目立つのはやむを得ないであろう。非営利ということで具体的に主張できるのが出資配当制限であるならばその事実を大きく対外発信していく必要があろうが、それ自体それほどの共感を生むとも思われない。

もちろん、非営利という概念づけをしないからといって、協同組合が営利団体である、ということを意味しているわけではないことはいうまでもないし、「非営利・協同」という概念に異を唱えたいのでもない。ただ「協同組合の価値・原則に方向づけられた組合員共益実現のための開かれた民間組織」という性格の帰結として、「営利は目的ではない」ということが導かれるのであるから、迂遠（うえん）なようであるが、協同組合グループを超えて具体的事実を発信できる、「共益実現を目指す組合員所有権の、価値・原則による方向づけ」のあり方を、それぞれの協同組合において抽出し全体で共有化し発信していった方が、非営利という「結果としての性格」も逆に伝わりやすくなるのではないかと考える。

もともと、「協同組合は組合員共益追求のためだけの組織ではない」という認識は、協同組合関係者には当然のようにあったのであり、例えば河野は『協同組合入門』で「組合員のための事業であるとはいっても、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

『自分たちの暮らしさえよくなれば、他人のことなど知ったことではない』というようなやり方は、誤りです。なぜなら、協同組合とは庶民全体の生活の向上をめざして創出されたものであり、よりよい社会の実現をめざす人々の運動だからです」（27頁）と指摘している。本稿で論じているのは、以前からあるそういった思いを思いで終わらせるのではなく、所有権理論に基づく企業理解という枠組みを参考に「共益実現を目指す組合員所有権を、協同組合の価値・原則によって方向づけていることが協同組合共通の特徴である」と整理してそれに関する事実を発信することで、業種別協同組合の垣根を超えて共有化でき、対外的にも共通の特徴として認知されるような内容で、「組合員共益追求のためだけの組織ではない」点を具体的に示すことができるのではないか、ということである。

組合員共益追求を超える社会的役割は、個別組合ごとに、また協同組合グループ単位にも当然存在しているものだが、それらを協同組合の共通の特徴として発信した方が、多様な人々に広がりを持つ、より大きな存在感のある組織・事業体として、地域において受けとめられるのではないかと考える。

（注６）前掲の全労済協会アンケートの結果による。

（5） 所有権（財産権）構造上の共通の特徴を意識的に位置づけていくことの意義

所有権構造上の共通の特徴を意識的に位置づけていくことの意義は３つ考えられる。

第１にこれまで論じてきたように、協同組合グループごとの多様な組合員共益やガバナンスのあり方を超えて、「協同組合共通の特徴」を具体的に発信できる、ということである。こういった所有権理解や所有権構造上の協同組合の共通性を踏まえて協同組合各グループが自らの事績を整理して発信することによって、協同組合共通の特徴に対する理解の広がりにつながっていく可能性があるのではないかと考える。各協同組合グループを超えた協同組合としての共通の特徴が具体的にまとめられてくれば、その変化や発展（場合によっては停滞や挫折）が、個別協同組合グループの歴史を各論としつつ、それらを貫く「わが国協同組合の歴史」の中心的な内容になると思われる。

第２に、協同組合間連携の促進要因にもなると考えられることである。協同組合間連携については、「広がりをみせつつある協同組合間連携について」（本誌2020年４月号）で紹介したように、全国的に連携の取組みが拡大してはいるが、個別組合に着目すれば取組度合いはまちまちであり、組合によってはそこまでの余裕がなく外部組織との連携はハードルが高いという認識もある状況である。特に農漁協などの事業者の協同組合においては、事業環境が厳しいなかで「組合員事業者の共益の実現」に大半の力を投入せざるを得ない面もあると思われ、それはその組合の事情として尊重すべきことである。ただ、どのような組合であっても、特に単位組合においては、組合のリー

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ダーが、協同組合の価値や原則（厳密なそれである必要はなく、それに類する考え方）を全く意識しないで運営を行っているということはないのではないか。むろんリーダーとしては事業運営上の判断が大半ということはあろうが、そういった日々のなかでも、組合の歴史を振り返れば、厳しい事業環境のなかで協同組合としてのあるべき姿を追求してきた先人たちの積み重ねの結果として今日の組合があるわけだから、そういった歴史を踏まえて運営を担うそれぞれの組合のリーダー層は、自らの組合の取組みについて、協同組合の価値や原則とのかかわりで語るべき内容を持っていると思われる。

そういった内容が、協同組合の所有権構造上の共通の特徴であると位置づけられれば、自らの組合の歴史や現状をその観点からとりまとめて他の協同組合に情報提供したり、同様の観点からの他分野の組合の実情を知ることへのインセンティブ（動機づけ）になろうし、その結果何らかの反応や、場合によっては連携につながる動きが生まれる可能性もあるといえよう。こういった協同組合の所有権構造上の共通の特徴に対する理解が深まるだけで、他分野の協同組合への親近感を高めることにつながるのではないかと考えられる。

第３に、こういった、所有権理論からの企業論を参考にした所有権構造上の協同組合の特徴は、株式会社だけでなく例えばNPO法人（特定非営利活動法人）やグローバル企業なども同じ枠組みで中立的に比較できることである。所有権理論を参考にした他の事業体の所有権構造上の特徴については、節を改めて概観を試みる。

2　様々な事業体の所有権（財産権）構造の概要と所有権理論からの協同組合への視座

(1)　所有権（財産権）の集合としてみたNPO法人

所有権理論の考え方を参考に、様々な事業体の所有権（財産権）の構造を概観してみる。例えば、NPO法人の所有権構造は第３図のように図式化できよう。

NPO法人においては剰余金の分配をしないことから残余請求権は存在せず、その意味では、残余請求権と残余制御権の両方を持つという意味の「所有権を持つ者」は存在しない。所有権を持つものが存在した

第3図　NPO法人の所有権（財産権）の構造

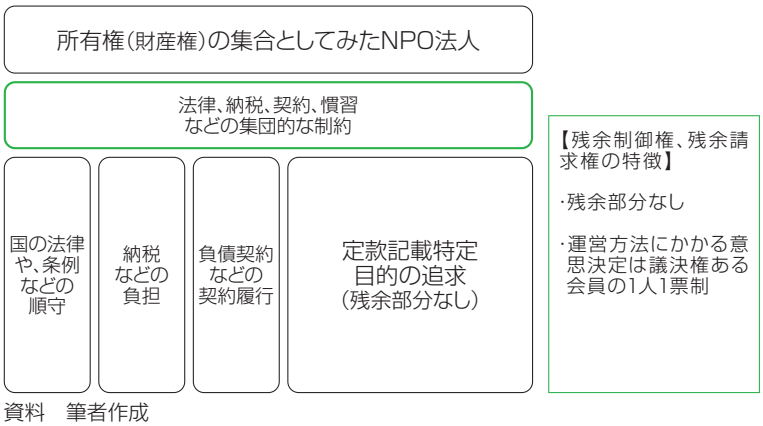

資料　筆者作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ら、「所有権」の定義からして、それらの人々がその事業体が何を行うかを自由に（任意に）決めることができるはずである。そのような所有権者が存在していないことから、NPO法人は、基本的には定款で記載された事業目的を遂行するという限定性の高い契約的性格の事業体といえる。目的達成の方法については議決権を持つ会員の１人１票で決めていくが、それぞれの団体に即してみれば、協同組合と比べて参加する人の多様なニーズを実現するといった幅の広さ（逆にいえば曖昧さ）のないことが所有権構造の特徴で、それがもたらす関与者のインセンティブ（動機づけ）は、特定目的の達成にむけた強い力を生み出すものの、極端な場合にはその目的を達成する過程で発生する副作用のようなものへの配慮不足につながることもあるなどの特質を持った事業形態といえよう。

地域において協同組合と様々な非営利団体が課題に応じて連携していくことはもちろん意義深いことであるが、それぞれの団体の所有権構造の違いを踏まえた相互理解のもとで、それぞれの強みや特徴を生かした連携とすることが、取組みの継続性やより大きな成果につながっていく面があるのではないかと思われる。

（2） 所有権（財産権）の集合としてみた上場株式会社やグローバル企業

株式会社一般の所有権構造は第１図のとおりであるが、株式会社のなかでも、特に上場株式会社（第４図）は、それ以外の株式会社との間で所有権（財産権）構造が大きく異なると考えられ、そのことが関係者のインセンティブ（動機づけ）に大きな影響を与えていることはほぼ明らかなことと思われる。(注7)

第4図　上場株式会社の所有権（財産権）の構造

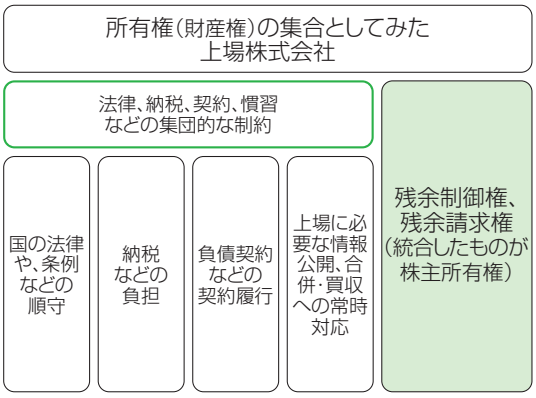

資料　筆者作成

伊藤ほか編（2008）が指摘するように、関係者のインセンティブに影響を与える要因は細かくみれば報酬や昇進体系など様々あり、所有権理論はインセンティブに与える資産の所有権構造のみを重視しているという批判も成り立つ(注8)が、現実的には第４図で示したように、上場によって生ずるM&A（合併・買収）への常時対応などが企業組織内のインセンティブに大きな影響を与えること、またそれが投資採算重視や、収益性が低下した地域からの早期の撤退などにつながることは否定できないであろう。

さらに、特定国籍を意識しないグローバル企業の所有権（財産権）構造は第５図のようなものと描くことができよう。

そこで想定されるインセンティブのあり方は、「グローバルな最適化」を目的に、法

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第5図　グローバル企業の所有権（財産権）の構造

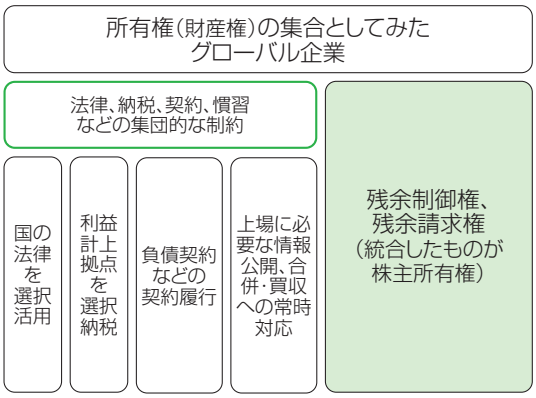

資料　筆者作成

律を順守する国すら選択対象になって制約が縮小し、利益計上する国も会計操作等を通じて選択対象となるなど、株主所有権に基づく出資者の共益追求は一定の国民国家に立脚した企業に比べて肥大化することになる。その結果場合によっては、人権の守られていない、それゆえに低賃金や長時間労働が幅広く存在している国が生産拠点として重視されたり、極端に法人税の低い、いわゆるタックス・ヘイブン（租税回避地）といわれる場所に利益を集中するといったようなインセンティブを生み出すことになる。

（注7）明田（2021）は、株式会社という企業形式によっても（あるいは民法上の組合、一般社団法人の企業形式でも）、加入脱退の自由、１人１票の議決権などのような「協同組合としての組織原理を備えた団体」を組成することが可能である、としている（84頁）。そのような点を考えれば、株式会社形式をとっているということよりも、むしろ資本市場に上場しているかどうかが、その事業体関係者のインセンティブの違いを生み出している面が大きいのではないかと思われる。

（注8）伊藤ほか編（2008）86頁。

（3）「法の支配」のもとでの任意性（自由）を重視する所有権（財産権）理論

所有権理論は、「法や慣習」といった国や地域の存在を前提にした考え方であり、その意味では「法の支配（rule of law）」を重視した理論の枠組みという特徴がある。法の支配とは、力を行使する主体をも制約する「法」がしっかりとその国において存在し、仮に逸脱した力の行使があればそれが認識されて力の行使が適切に矯正され、違法に制限された当該行動の自由が回復されるといったメカニズムが備わっているような状態ということができる。所有権理論は、そういった法の支配が確立した国家や慣習を守る共同体などの存在を前提に、個別経済取引の契約書ではあらゆる事態を想定した内容（完備契約）にしなくても、取引自体をスムーズに進行することができ、それが社会的コストの低下や、より豊かな社会につながる大きな集団的（制度的）要因となる点を重視する考え方（不完備契約論）を基礎としており、その意味で、本来の趣旨からすれば、野放図なグローバル化には批判的な見地に立つものである。

実際、ハートとの共著論文の多いルイジ・ジンガレス（Luigi Zingales）は、著書『人びとのための資本主義』において、アメリカを対象に、巨大独占企業がロビー活動等を通じて国の政治に強い影響力を持つことで民主政治がゆがめられている面（アメリカ版のクローニー〔仲間内〕資本主義）や、そういった力を背景に進められているグローバル化が、アメリカ国内の貧富の差の極端

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

な拡大などをもたらしている面を批判して、健全な国民国家、国民経済を取り戻すことの重要性を論じている。かつてレイドローは『西暦2000年における協同組合』において多国籍企業の台頭に警告を発したが、所有権理論は本来的にはそのような視点を共有するものであると考える。

(4) 所有権（財産権）理論、不完備契約論からの協同組合への視座

そういった所有権理論やそのもとになる不完備契約の考え方は、もともと巨大独占企業への対抗力など「力」の問題を重視し、公正な社会の実現を目指してきた協同組合の取組みとも親和性があるものである。実際ハートにも、協同組合と外部所有企業とを理論的に比較したジョン・ムーア（John Moore）と共著の論考がある（Hart and Moore（1998）、以下「HM1998」という）。

その論考は、協同組合の実状をある程度は踏まえたものではあるが、いくつかの前提条件を置いたモデル分析であるため、前提の置き方などが協同組合や外部所有企業の実態をどの程度適切に反映したものであるかは十分な検討が必要であるものの、ハートが結論として示した内容は、外部所有企業（典型的には上場株式会社）が常に最適な組織形態というわけではない点などを明らかにしていて興味深い。当該論文を含めた所有権（財産権）理論からの協同組合論については、既に岡田（2017）が詳細に論じているが、ここではこれまで述べてきたような筆者なりの所有権理論の理解に基づいて、欧米における所有権理論やそのもとになる不完備契約の考え方からの協同組合への視座について概観を試みたい。

まずHM1998については以下の点が重要であると考える。

第１に、同論文では「完全競争の世界においては外部所有企業（典型的には上場株式会社）が最善（ファースト・ベスト）である」と指摘しているが、これは必ずしも上場株式会社のような外部所有企業を全面的に高く評価する言明ではない、ということである。というのも、近年の経済学（特にミクロ経済学）においては、価格を指標とする経済主体の競争の結果が最善の資源配分となる「完全競争の世界」とは、全ての経済主体が同じ情報を持つという情報の完全性や独占や寡占といった経済主体間での力の相違が一切ない、などの極めて限定された状況であり、現実世界はほとんどそのような条件を満たしていないことが共通理解となっている。その結果、例えば情報の非対称性（取引関係者間で持っている情報が異なること）に起因する様々な問題などにより、最適な取引状態の実現が阻害されるなどの非効率に対して、契約内容を工夫することで取引におけるインセンティブのありようを調整し、現実的な解決策を探るという方向で議論が進められてきたことが一つの大きな流れである（契約理論）。HM1998はそういった「契約理論」の発展のなかでハートが提起した「不完備契約論」の枠組みから企業体について論じているわけだから、そういった文脈を考えれば、「完全競争が成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

立する世界においては外部所有企業（典型的には上場株式会社）が最善（ファースト・ベスト）となる」という言明は、むしろ「上場株式会社のような外部所有企業の行動が、経済全体にとって最善となるような世界は限定的なものである」ということを含意していると理解する必要があると思われる。そのことはジンガレスの前掲書において、巨大独占企業体への過剰な力の集中に対して批判的であることや、ハートとジンガレスの共著で「企業はマーケット・バリュー（時価総額）ではなく株主の福祉（幸福）を最大化すべき（Companies Should Maximize Shareholder Welfare Not Market Value）」（2017年）という題の論文があるように、時価総額の増加を競う上場企業の行動の批判をしていることからも明らかだと思われる。

第２にHM1998では協同組合に関して「協同組合の組合員が『共通の選好の優先順位』を持っている場合、彼らは満場一致でその最善（ファースト・ベスト）に投票する」と、協同組合の意思決定が最善（ファースト・ベスト）につながることもある、と指摘していることである。条件としての「共通の選好の優先順位（common preference orderings）を持つ場合」とは、同論文で展開されたモデルを詳細に理解する必要があるが、協同組合の実態を踏まえれば、組合員が同じ選好を持つということではなく、どのような取組みにどのような力の配分で取り組むかという点について、参加を伴う民主的な手続きで合意ができれば、という状況を意味しているのではないかと考えられる。もちろんこのことは現実には容易なことではないが、抽象モデルの世界とはいえ、協同組合の意思決定が最善（ファースト・ベスト）を実現することがある、と指摘している点が重要と思われる。

HM1998ではこのような結論を示したうえで補足的に、この結論に至るモデルにおいては協同組合に関して楽観的な前提を置いていることは確かであるとし、実際には内部的に利害が一致しない場合には１人１票の投票による意思決定が必ずしも望ましい結果をもたらさないことや、組合員による民主的運営といっても運用次第では１人１票が逆に経営への意思反映意欲を低下させることから「経営者支配」に陥るリスクがあること、利用と出資をひもづけているために資本調達力が限られることといった、協同組合の運営の難しさとして通常指摘される事項についても言及している。

重要なのは、通常指摘される協同組合の運営上の留意を踏まえたうえで、なお「協同組合の意思決定が条件によっては最善（ファースト・ベスト）につながる」と指摘している含意である。外部所有企業（典型的には上場株式会社）と協同組合が、条件次第で両方とも最善（ファースト・ベスト）になりうる、ということの含意をより明確にするためには、そこで展開されているモデルの妥当性を含めて更に検討を行う必要があり、現時点でその含意について十分に明確にすることはできないが、所有権理論の枠組みが、前述のとおり「法の支配」が貫かれている国民国家、国民経済の体制を重

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

視する指向を持つために、地域に根差して公正な社会を追求してきた協同組合への着目につながっている面があるとも考えられ、そのモデルの妥当性や含意については検討を深める意義があると考えられる。

ハートがデイビッド・フライドリンガー（David Frydlinger）との共著でまとめた論文（2019年）においては、分析している対象は大企業ではあるものの、不測の事態が発生したときに契約者との間でスムーズな調整が行われている企業体には「指導原則」（Guiding Principle）があるということを紹介している。これなどは、かつて協同組合に関する論文を書いたことの延長上にあるように思われ、そこに登場する「指導原則」（Guiding Principle）は、協同組合でいえば価値・原則に相当するものと考えてよいのではないかと思われる。

いずれにせよ、「財産権アプローチの研究の多くは、協同組合組織の問題点や短所を指摘している」（岡田（2017）241頁）との理解は、本稿で説明してきたような所有権（財産権）理論の特質（それ自体検討を要するが）を踏まえたうえで、再検討をしていく余地があるのではないかと考えられる。

現実説明力のある所有権理論のような不完備契約の考え方は、欧米においてはわが国よりもはるかに定着していると考えられる。そのことは、例えば協同組合の評価に関しても、Euricse（European Research Institute on Cooperative and Social Enterprises：協同組合と社会的企業に関するヨーロッパ研究所）とICA（国際協同組合同盟）が12年にとりまとめた「よりよい世界の実現に向けて―協同組合への理解の促進―」で、「投資家所有企業と異なる協同組合独特の所有とガバナンスルールが、経済システムの機能を高め多くの人々の福利を改善する役割を果たしている」と論じられていたり、それ以外にも、協同組合に関する主要な論客の一人であるマイケル・クック（Michael Cook）にも、企業の所有権（財産権）理論（the property rights theory of the firm）に基づいてアメリカの新世代農協を論じた論文（04年、共著）があることなどからもうかがえることである。

（5） ハンズマンによる協同組合理解をどう考えるか

企業論にかかる欧米の既往研究のなかで従来協同組合研究者の注目を引いてきたのは、本稿で紹介したハートなどの所有権理論ではなく、ヘンリー・ハンズマン（Henry Hansmann）の協同組合に対する見方であった。ここでハンズマンの協同組合理解について、所有権（財産権）理論とのかかわりで若干の説明をしておきたい。

ハンズマンは法と経済学という分野の研究者であるが基礎は法学にあり、企業法理解に経済学的な視点を取り入れたことに特徴がある。ハンズマンが取り入れた経済学は「契約理論」であって、契約理論のなかの「不完備契約」というカテゴリーに属するハートの所有権理論とはアプローチの仕方が異なっている。最も大きく異なるのは、ハンズマンの主著である『企業所有論』（The

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

Ownership of Enterprise）で訳者が凡例やあとがき等で正しく指摘しているように、同書において論じられているのは企業の「所有」であって、「所有権」（所有に基づく権利義務関係）ではないという点である。具体的には、所有権（財産権）理論においてハートは企業所有権を「あらかじめ締結されている契約、慣習、もしくは法律に背反しないかぎり、資産の使用にかかわるいっさいをどのようにでも好きなように決定できる権利」として法律や契約、慣習の順守という義務の面も含めて定義しており、そういった義務を果たすことを前提として得られる「残余」としての性格を重視していたが、ハンズマンにおける「残余」は、売上げから諸経費を差し引いた純利益のようなもので、ハートの「残余」とは異なる内容となっている。

「契約理論」はもともと、任意性が高い契約を通じて契約者のインセンティブづけを行い、プラスの経済的効果をもたらすようなモデル構築に主な関心があるのに対し、「不完備契約論」は、ありうべき全ての状況を想定して契約を結ばなくともスムーズな取引が現実に行われているのは、一定の強制法規が守られているという国家体制（前述の法の支配）の存在によるもので、それを前提にした所有権（財産権）を、契約関係者でどのように分配するかということが、契約内容以上にインセンティブ構造を左右するという考え方である。

契約理論を取り入れたハンズマンは、契約の任意性を前提に、企業と継続的に取引を行う関係者（ハンズマンはこれをパトロンとしている）のなかで企業の所有者となることが合理的なのは、企業の所有にかかるコスト（経営者の監督など）が最も低く、かつその企業と市場取引をする際に発生する取引費用（交渉費用や取引停止の際の損失など）が最も高い者であるべきとする、企業所有に関する一般的な理解の枠組みを示している。それに加え、任意性に着目して団体形成を考えれば、企業体は、このような経緯で所有者となったパトロンの共益組織、つまり協同組合であることが基本形で、株式会社は実態的には投資家による協同組合であるという独自の見方を提示したことに特徴がある。

ハンズマンは、非営利法人、様々な種類の協同組合、株式会社などの多様な事業形態が存在している理由を、現実の事業体の運営の実情把握から「パトロンの多様性」によって説明するなど、企業体の理解について独自の見方を提示し、特に株式会社という法人形態に対する新たな見方（投資家による協同組合）を示した点は重要である。ただその考え方のそれ以上の一般化や、様々な現象理解にむけた展開は難しく、多くの論者がその理論を発展させているという状況にはないのが実態のように思われる。ハートなどの所有権理論の枠組み（不完備契約論に基づくもの）の方が、より一般性と発展性を持ったものと考えられる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

おわりに
──多様性を尊重しつつ協同組合としての一致点を見いだすことが必要な時代──

以上、所有権理論に基づく企業論という枠組みを参考に、「組合員所有権を協同組合の価値や原則によって方向づけている」ことを、各種協同組合を貫く所有権構造上の共通の特徴ととらえ、グループの垣根を超えてその具体的な「方向づけのあり方（方向づけの内容や程度は多様でも、方向づけていること自体は共通であることを示す具体的事実）」を発信することで、業種別協同組合を超えた協同組合の共通性や、「組合員の共益追求だけではない協同組合が共通に目指しているもの」についての理解の拡大につながるのではないか、という点について論じ、またその際に参照した所有権理論の枠組みについても、概要の説明を試みた。

価値や原則による組合員所有権の方向づけに関する具体的な事実を協同組合として共有化し、対外発信を続けていくその先に求めるのは、協同組合の価値や原則が、全体として一つの文化と見なされるまでに地域住民に定着し、協同組合が、多様な人々が参加し多様な組合員ニーズの実現を目指す、独自の文化を持った開かれた組織・事業体であるという認識が、地域に広がっているような状況だと考える。そうなれば、その文化の力が協同組合への参加や利用の増加、ひいては地域における協同組合の後継者を生み出す源になっていくことが期待できる。

従来のように、個別協同組合グループごとに協同組合の価値や原則に基づく社会的意義や地域に開かれた性格を主張しても、「（農業者、漁業者などの）特定の組合員共益」の側面が実態的にも大きいために、価値や原則といった点はどうしても後景に退いてしまう面がある。協同組合がグループの垣根を超えて共通の特徴として発信してこそ、次第にそれが「協同組合の文化」として認識されていくような可能性を展望できるのではないかと考える。

協同組合は、資金調達力の問題から大規模な投資を要する産業では展開が難しく、ハートの指摘をまつまでもなく、適切な運営にむけての留意点が多いことも否定できない。しかしわが国において協同組合は、多くの組合員を擁して地域に根差し、民主的運営を重視して多様な組合員ニーズを実現する組織・事業体として長年の歴史を既に刻んでおり、全体としてみればその潜在力は決して小さいものではない。その実績を踏まえて、共通の特徴について具体的に発信を続け、それが文化として認知・理解されるまでに定着すれば、協同組合は今まで以上に多方面に影響力のある存在となっていけるのではないか。

協同組合がその実現を目指す「経済的、社会的、文化的ニーズと願い」は、本来多様なものである。したがって、そのような多様なニーズの実現を目指す協同組合にとって、求めるべき組合員共益の多様性を保

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

つことは何よりも重要である。ただしそれを踏まえたうえでも、協同組合グループの間で、そういったそれぞれの多様性を尊重しつつ一致点を見いだしていく必要性が、今日以上に高まっている状況もないのではないかと考えられる。

例えば、巨大化している上場企業（投資家所有企業）が、資本市場の要請に方向づけられて利益率を重視するインセンティブを有するために、地域の疲弊や、多様な文化の破壊などを軽視する傾向があり、そういった傾向に歯止めをかけるには、地域に根差す組織・事業体の幅広い連携が重要になっていることがある。また、国による規制すら選択対象としているグローバル企業においては、「グローバルな最適化」というインセンティブのもとで、場合によっては人権の守られていない、それゆえに低賃金や長時間労働が広く存在している国家でも生産拠点として重視したり、税率の低いタックス・ヘイブンでの利益計上で資金の流出を抑えて資金力拡大に利用することなどを通じて巨大な力を持ち、それがジンガレスが指摘するように各国の民主政治をゆがめて国民経済の健全な発展を阻害したり、貧富の差の極端な拡大につながって法の支配（rule of law）すら脅かすような状況を生んでいる懸念があるからである。

法の支配の揺らぎについては、わが国においても無縁なことではないだろう。様々な政策によってどのような成果を追求しようとしているのか、それは真に国民のニーズを反映しているのか、またそのために提案されている「構造改革」などが、実際に効果があると考えられる具体的根拠は何か。以上のような事柄について「改革」の影響を受ける現場やひいては広く国民に対して、説得力ある根拠を伴った具体的説明を行う責任が、力を行使する立場の行政府などにはある。納得できる具体的な根拠の十分な説明なく力の行使がなされるとしたら、それは法の支配からの逸脱であり、結果的に国民の財産権の不当な侵害にもなるから、民主政治の力でそれを是正していかなければならない。法や契約・慣習のもとでの多様なニーズ追求の自由は協同組合にとってはその本質にかかわる重要なことであり、協同組合は健全な民主政治の基盤となることで、国民の財産権（ニーズ追求の自由も財産権の一つ）を守り強化する主体としても、より存在感を発揮していかなければならない時代になっていると思われる。

「共益実現を目指す組合員所有権を、協同組合の価値・原則によって大きく方向づけている」という、所有権理論の枠組みを参考にした協同組合の共通性に関する認識は、各協同組合グループや個々の協同組合の多様性を尊重しつつ、内部的に合意でき対外的にも十分主張しうる理解の枠組みなのではないかと思われる。その意味で、協同組合が、グループを超えた一致点を見いだしていくという観点から、考察を深めるに値するものではないかと考える。

（おのざわ　やすはる）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

【補論】所有権（財産権）理論のわが国における普及状況

(1)　所有権理論の欧米における位置づけ

各種協同組合は、協同組合の価値や原則を、組合員所有権を方向づけるものとして共有しているという「所有権（財産権）構造上の共通的特徴」があるという点について、協同組合内部である程度の納得感や共通認識が得られたとしても、そういった理解を支える「所有権（財産権）の集合としての企業」という見方、ないし所有権（財産権）理論そのものが、わが国社会科学においてどのような普及度合いとなっているのかという点は、所有権（財産権）の全体構造に着目した協同組合理解をわが国において主張する場合に、留意しなければならないことである。

もちろん、「企業理解にかかる所有権理論」を持ち出さなくても、本稿で論じたような枠組みで協同組合共通の特徴を具体的に抽出し発信することは可能であるが、他の事業形態との比較などの際には、所有権（財産権）理論といった中立的な理解の枠組みにおいて説明をした方が、対外的な発信力が高まることが期待できる。以下では、ハートなどの所有権理論のわが国における普及状況について概観を試みる。

わが国における普及状況について説明をする前に、欧米における「所有権理論」や「所有権（財産権）の集合としての企業」論の展開について簡単にみておけば、ハートが16年にノーベル経済学賞を受賞したことに示されているように、ミクロ経済学の一分野である「契約理論」のなかの「不完備契約」の考え方に基づく所有権理論、所有権理論からの企業論は、欧米においては確固たる地位を占めており、多くの研究者が不完備契約の考え方に基づく様々な論考を発表している。そのことは、例えば契約理論の代表的な教科書の一つであるベルナール・サラニエ『契約の経済学　第２版』（原著は05年、訳書は10年）において、第１版（原著は97年、訳書は2000年）に比べて不完備契約の部分が相当拡充されたことなどにもあらわれている。

重要なのは、契約理論が任意性を基礎にして１対１の契約（インセンティブ設計）から多数主体間の契約、短期契約から長期契約の理論へとより複雑なモデル構築へと展開するなかで、現実には長期契約においても起こりうる不測の事態への対応を明示しない契約がほとんどであるという、複雑化・高度化する理論と実態とのかい離の高まりという状況のなかで、実際の経済行動を方向づける社会的な制約である「所有権」のような法的ルールや集団慣習の役割を明示的に組み込んだ、より現実説明力のある枠組みとして「不完備契約」の考え方が提起された、というように、欧米では理解されていることである（Bolton, P. and M. Dewatripont (2004) “Contract Theory”による）。

(2)　わが国における不完備契約論、所有権理論の広がりについて

そのような欧米に比べて、わが国において所有権理論の考え方はどのように広がっているのであろうか。

わが国において、所有権理論の考え方が最も大きな影響を与えたのは経済史学の分野であろう。この点については、「経済史理解の新たな枠組みと協同組合への示唆」『総研レポート』に詳述したためそちらを参照されたいが、簡単に要点を説明すれば、例えば農地所有のあり方（地主―小作関係）は、かつてはマルクス経済学の強い影響下で、所有＝支配、無所有＝被支配といった観点からのみ考察されていたのに対し、法や村内慣習の制約のもとでの残余制御権、残余請求権のあり方の、関係者のインセンティブに与える影響が重要だとする所有権理論の考え方が広まったことで、これまで軽視されてきた歴史的事実の重要性に光が当たり、生産性などの経済成果との関連でより納得感ある説明への大きな変化があった。実際の経済活動の歴史的な意味づけにおいて所有権理論の枠組みが重要な役割を果たしたことは、所有権理論が現実に根差した事実説明力のある理論であることを示していると思われる。

それ以外の分野については、わが国における所

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

有権理論（それを含む不完備契約論）の広がりには欧米と比べて大きな違いがあるようにみられる。具体的には、2000年前後までは、欧米と同様に、不完備契約の考え方や所有権理論を「契約理論の発展」として紹介する説明が多くみられた。例えば柳川範之は『契約と組織の経済学』（2000年）で、不完備契約の考え方について、「（不完備契約論という：筆者加筆）新しい契約理論の特徴のひとつは、経済問題を単なる市場取引と考えるのではなく、今まで経済学が（暗黙のうちに）所与とし、あまり分析の対象としてこなかった制度や慣習、法律といったものが経済に与える影響を分析していること」（３頁）と紹介しており、不完備契約の考え方を「新しい契約理論」と位置づけていた。

所有権の問題は法律とのかかわりが発生するために法学者の注目も集めたが、そのなかで例えば藤田友敬は「契約・組織の経済学と法律学」（02年１月）で、完備契約（将来起こりうる状態は全て契約に書き尽くされている）を前提にする契約理論では組織の独自の存在意義は説明できず、むしろ契約の不完備性（将来起こりうる状況が契約では全て書き尽くされていない状態）を前提にして、組織の意義を説明する方向への発展がみられていると紹介したうえで、市場や組織の問題を考える枠組みとしては「グロスマン＝ハート＝ムーア流の不完備契約論の枠組の方が有用であろう」としていた。同様に三輪・神田・柳川編の『会社法の経済学』（98年）では、「契約理論の発展」として不完備契約が論じられていた（同書、10～11頁）。

欧米においては、不完備契約論や所有権理論はその後も発展し、様々な論者がその枠組みに沿った成果をあげてきたのに対し、わが国においてはその後、国をあげての「構造改革」やグローバル化推進という方向性のもと、「法の支配」や健全な国民国家という議論につながる要素を持つためか、所有権理論への注目度が低下し、2000年前後の認識では「旧来の理論」という扱いであった、任意性を重視する契約理論の研究が大半を占める状況が続いている。

それに加えわが国においては、所有権理論における「所有権」が法や契約、慣習という制約のもとでの「残余コントロール権」であるという点を軽視し、物的資産の所有権者が人的資産にも強い影響を及ぼすという面だけを重視してマルクスの所有論と同じようにとらえるミスリードを招くような説明も多く、それが普及の妨げになっている面もあるのではないかと思われる。

過度なグローバル化への見直しから外為法改正による外資規制強化（20年６月）が行われるなどの動きもあり、わが国においても国民経済、国民国家を重視する所有権理論のような考え方が、欧米のように広く普及するようになることが期待される。

＜参考文献＞

- 明田作（2021）『農業協同組合法』（第３版）経済法令研究会
- 伊藤秀史・沼上幹・田中一弘・軽部大編（2008）『現代の経営理論』有斐閣
- 岡田太（2017）「共済協同組合連合会組織の存在意義──所有権理論の視点から──」『商学集志』第86巻第４号
- 小野澤康晴（2017）「経済学の動向と協同組合の位置付け」『農林金融』12月号
- 小野澤康晴（2018）「協同組合と経済学の近年の関係性強化──経済学の枠組み変化の影響──」『農林金融』12月号
- 小野澤康晴（2020）「広がりをみせつつある協同組合間連携について──２県域の事例から──」『農林金融』４月号
- 小野澤康晴（2021）「経済史理解の新たな枠組みと協同組合への示唆」『総研レポート』2020調一No. 9
- 河野直践編（2006）『協同組合入門──その仕組み・取り組み──』創森社
- 全国勤労者福祉・共済振興協会（2017・2019）『勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書』2016年版、2018年版（大高研道執筆）
- 藤田友敬（2002）「契約・組織の経済学と法律学」『北大法学論集』第52巻第５号
- 三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編（1998）『会社法の経済学』東京大学出版会
- 柳川範之（2000）『契約と組織の経済学』東洋経済新報社
- Bolton, P. and M. Dewatripont (2004), *Contract Theory*, The MIT Press.
- Cook, M. and F. Chaddad (2004),

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

"Understanding New Cooperative Models: An Ownership-Control Rights Typology," *Review of Agricultural Economics*, 26 (3), pp.348-360.
・Euricse (2012), "Promoting the Understanding of Cooperatives for a Better World," (eds. C.Borzaga and G. Galera). 中川祥子・ロザリオ・ララッタ訳、栗本昭監訳 (2014)「よりよい世界の実現に向けて──協同組合への理解の促進──」『生協総研レポート』No.72
・Hansmann, H. (1996), *The Ownership of Enterprise*, Belknap press of Harvard University Press. 米山高生訳 (2019)『企業所有論──組織の所有アプローチ──』慶應義塾大学出版会
・Hart, O. (1989), "An Economist's Perspective on the Theory of the Firm," *Columbia Law Review*, 89 (7), pp.1757-1774.
・Hart, O. (1995), *Firms, Contracts, and Financial Structure*, Oxford University Press. 鳥居昭夫訳 (2010)『企業 契約 金融構造』慶應義塾大学出版会
・Hart, O. and J. Moore (1998), "Cooperatives vs. Outside Ownership," NBER Working Paper 6421.
・Hart, O. and L. Zingales (2017), "Companies Should Maximize Shareholder Welfare Not Market Value," *Journal of Law, Finance, and Accounting*, 2 (2), pp.247-274.
・Hart, O. and D. Frydlinger (2019), "Overcoming Contractual Incompleteness: The Role of Guiding Principles," NBER Working Paper 26245.
・Laidlaw, A. F. and ICA (1980), *Co-operatives in the Year 2000*, The Co-operative. 日本協同組合学会訳編 (1989)『西暦2000年における協同組合──レイドロー報告──』日本経済評論社
・Salanié, B. (2005), *The Economics of Contracts : A Primer*, second edition, The MIT Press. 細江守紀・三浦功・堀宣昭訳 (2010)『契約の経済学』(第2版) 勁草書房
・Zingales, L. (2012), *A Capitalism for the People : Recapturing the Lost Genius of American Prosperity*, Basic Books. 栗原百代訳、若田部昌澄監訳 (2013)『人びとのための資本主義──市場と自由を取り戻す──』NTT出版

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/